

# 「エリアマネジメント推進事業」補助金交付要綱

## （趣旨）

第1条 知事は、地域における良好な環境や地域の価値の維持・向上を目的として、住民、事業者、地権者等が構成する団体又は法人（以下「団体等」という。）が、地域社会と関係しながら、良好なコミュニティの形成や安全・安心な地域づくり、快適で魅力に富む環境の創出等に主体的に取り組む活動（以下「エリアマネジメント」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （補助対象事業者）

第2条 この補助金の対象となる団体等は、次に掲げる要件を満たし、かつ、「エリアマネジメント推進事業者等選定委員会」における審査により、補助が認められたもの（以下「エリアマネジメント推進事業者」という。）とする。

- （1） 奈良県内に本拠を置き、奈良県内でのまちづくり等に関する事業実績を有すること。
- （2） 代表者が明確であること。
- （3） 団体等の運営が、次に掲げるところにより適正に行われていること。
  - ア 団体等の運営に係る規約、定款等を定めていること。
  - イ 事業年度毎に規約、定款等の定めに基づき、予算及び決算を行っていること。
  - ウ 規約、定款等に規定されている役員が現に就任していること。
- （4） 団体等の事業として、まちづくり、エリアマネジメントその他これらに類する取組を行う旨を、規約、定款等に定めており、取組の核となる事業について、自ら又は当該地域の市町村の支援を受けて確実に実施できる団体等であること。

## （補助対象事業）

第3条 この補助金の対象となる事業は、町家等の地域資源を活用した別表に掲げる事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 対象となる地域が特定されていること。
- （2） 地域を適正に維持管理し、又は運営することにより、地域を育てる視点が盛り込まれていること。
- （3） 対象となる地域の多くの住民、事業者、地権者等が関わるための方法が検討されていること。

## （補助対象経費及び補助額）

第4条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
補助対象事業の実施に要する経費のうち、旅費交通費、諸謝金、需用費、役務費、委託費、使用料・賃借料及び人件費、その他必要と認められる経費	補助対象経費の合計額の範囲内で、知事が必要と認める額（100万円を上限）。ただし、同一団体等が複数年にわたり補助を受ける場合、2年目以降の補助率は、1/2以内とする。

（補助金の交付申請）

第5条 エリアマネジメント推進事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、エリアマネジメント推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、エリアマネジメント推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（記載事項変更の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画について変更しようとするときは、エリアマネジメント推進事業計画変更承認申請書（第4号様式）に変更後の事業計画書（第2号様式）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請額の増減を伴わず、かつ、交付決定を受けた事業内容の追加を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の事業計画の変更により補助金交付決定額の変更が伴う場合は、当該申請者に対しエリアマネジメント推進事業補助金交付決定変更通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（指示及び検査）

第8条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（事業後の報告及び報告会の開催）

第9条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して10日を経過する日又は当該補助金の交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い日まで、エリアマネジメント推進事業実施報告書（第6号様式）に事業成果報告書（第7号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

ない。

- 2 補助事業者は、エリアマネジメント推進事業者等選定委員会における審査によりエリアマネジメントの取組への支援の委託が認められた民間組織と連携して、他の補助事業者とともにエリアマネジメント推進事業の報告会を開催するものとする。

（補助金額の確定）

- 第10条 知事は、前条第一項の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助事業者に対して補助金の額を確定し、通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、エリアマネジメント推進事業補助金請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 第8条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手續により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の保管等）

- 第13条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

別表

- 1 良好なコミュニティの形成に関する事業
  - (1) 地域が主導する健康づくり活動
  - (2) 高齢者の見守り等の体制構築
  - (3) 地域包括ケアシステムの構築
  - (4) イベント等を活用した地域の人々と訪問者等の交流
  - (5) まちづくり拠点の整備と活用 等
- 2 安全・安心な地域づくりに関する事業
  - (1) 高齢者等の買い物及び食事の支援体制の構築
  - (2) 高齢者等の移動の支援
  - (3) 子育て支援体制の構築 等
- 3 快適で魅力的な環境の創出に関する事業
  - (1) まちなみ景観の保存
  - (2) 地域の歴史の紹介
  - (3) 地域の美化活動及び景観スポットの整備 等
- 4 その他  
「エリアマネジメント推進事業者等選定委員会」が必要と認める事業